

健康福祉審議会	202011/10	資料1
第7回 障害部会		

中野区障害者計画
第6期障害福祉計画
第2期障害児福祉計画

(素案)【概要版】

令和2年(2020年)10月

中野区

〈目次〉

I	各計画の位置づけ及び理念.....	1
	(1) 中野区障害者計画.....	1
	(2) 第6期障害福祉計画.....	1
	(3) 第2期障害児福祉計画.....	1
	(4) 各計画の期間.....	2
II	中野区の障害者等の現状.....	2
	(1) 障害者手帳所持者数の推移.....	2
	(2) 定期的に収入がある人の就労形態.....	2
	(3) 区内障害者等施設の状況.....	2
III	中野区障害者計画.....	2
	(1) 【課題1】障害者の権利擁護.....	3
	(2) 【課題2】地域生活の継続の支援.....	3
	(3) 【課題3】入所施設等からの地域移行促進と定着支援.....	4
	(4) 【課題4】障害者の就労の支援.....	4
	(5) 【課題5】障害や発達に課題のある子どもへの支援.....	5
IV	第6期障害福祉計画.....	6
	(1) 成果目標.....	6
	(2) サービスの必要な量の見込み.....	7
V	第2期障害児福祉計画.....	7
	(1) 成果目標.....	7
	(2) サービスの必要な量の見込み.....	7

I 各計画の位置づけ及び理念

(1) 中野区障害者計画

中野区障害者計画は、障害者基本法第 11 条に基づき、障害のある人のための施策に関する基本的な計画として策定します。「健康福祉都市なかの」の次の 4 つの理念「人間性の尊重と権利の保障」、「個人の意思と自己決定の尊重」、「自立生活の推進」、「区民参加、区と区民の協働による地域保健福祉の推進」のもとに策定し、障害者の権利擁護、地域生活の継続の支援、入所施設等からの地域移行促進と定着支援、障害者の就労支援を推進します。

(2) 第 6 期障害福祉計画

第 6 期障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という。）第 88 条に基づき、「障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画」として策定します。

本計画は、次の 4 つの理念「障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援」、「一元的な障害福祉サービス等の提供」、「入所等からの地域生活への移行、就労支援、地域生活の継続の支援に対応するサービス提供体制の整備」、「地域共生社会の実現に向けた取組」のもとに策定し、障害の有無によって分け隔てられることなく、すべての人が地域において安心して生活を送ることができることを目指し、障害のある人への日常生活及び社会生活に必要な障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等のサービス提供見込み量や提供方法等を定めます。

(3) 第 2 期障害児福祉計画

第 2 期障害児福祉計画は、児童福祉法第 33 条に基づき、「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画」として策定します。

また、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「中野区子ども・子育て支援事業計画（第 2 期）」や教育基本法第 17 条に基づく「中野区教育ビジョン（第 3 次）」との整合を図ります。

本計画は、次の 6 つの理念「早い段階からの気づきのための相談体制の充実」、「ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の拡充」、「保護者や家族への支援」、「障害児通所支援や障害児相談支援の質の向上と体制整備」、「重症心身障害児及び医療的ケア児への支援」、「地域社会への参加や包容の推進」のもとに策定し、障害の有無によって分け隔てられることなく、すべての人が地域において安心して生活を送ることができることを目指し、障害児への日常生活及び社会生活に必要な障害児通所支援、障害児相談支援サービス提供見込み量や提供方法等を定めます。

中野区障害者計画、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画は、相互に整合を図りながら、今後、区が重点的に取り組む課題について、施策の推進を図るものです。

(4) 各計画の期間

令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間とします。

Ⅱ 中野区の障害者等の現状

(1) 障害者手帳所持者数の推移

① 身体障害者手帳所持者数の推移

令和2年3月31日現在の身体障害者手帳の所持者数は8,185人です。

② 愛の手帳所持者数の推移

令和2年3月31日現在の愛の手帳の所持者数は1,515人です。

障害の程度別にみると、4度の手帳所持者数の伸び率の高い状況が続いています。

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

令和2年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳は、3,427人です。

障害の程度別にみると、3級の手帳所持者数が増加しています。

(2) 定期的に収入がある人の就労形態

身体障害のある人では、常勤の会社員等、知的障害のある人では、作業所（就労継続支援事業所）への通所、精神障害のある人では、アルバイト・パート、非常勤職員の割合が高くなっています。

(3) 区内障害者等施設の状況

令和2年10月1日現在の区内障害者施設の状況を記載。

Ⅲ 中野区障害者計画

計画の基本目標

障害のある人が安心して暮らすためには、障害の特性に応じた多様なニーズに対応できるサービスが用意されるとともに、その情報を的確に得られる環境が必要です。

区は、障害福祉に関するニーズを的確に把握し、サービス基盤を充実するとともに、相談支援体制を充実します。また、障害のある人が、自立して生活できるよう

一般就労に向けた支援を行います。

更に、障害や発達に課題のある子どもやその家族への、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援体制を整備していきます。

(1)【課題1】障害者の権利擁護

障害のある人の日常生活や社会参加を制限する社会的障壁の除去や、虐待を防止し、障害の有無によって分け隔てられることなく暮らしていける地域社会を実現できるよう、必要な支援を行っていく必要があります。

■主な取組

① 障害者差別解消に係る区の実施の取組の評価・改善

中野区障害者差別解消審議会等において、区における不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供についての方針や啓発活動等の取組が適正かどうか審議を行い、改善すべき事項について意見及び提案を受け、障害者差別解消の取組を進めます。

② 障害者虐待防止の強化

障害者虐待の早期発見、防止のため地域における関係機関との連携を強化するとともに、障害福祉サービス事業者や相談支援機関等の職員研修や事例の共有・分析等を行い、障害者虐待防止体制の強化を図ります。

また、関係機関に対し、訪問による相談支援の機会を活用した虐待の早期発見と迅速な対応が図れるよう働きかけを行います。

③ 成年後見制度の啓発と利用促進

成年後見制度に係る講演会や出張説明会等の普及啓発事業を実施するとともに、申立手続等の相談や申立経費及び後見人等報酬費用の助成を行い、成年後見制度の利用促進を図ります。

(2)【課題2】地域生活の継続の支援

障害のある人や介護をしている人の高齢化、障害の重度・重複化など、相談内容の多様化が進んでいます。障害のある人が自らの選択によってサービスを利用し、地域でいきいきと暮らしていけるよう、地域の実情に応じたサービス提供の環境を整えていく必要があります。

■主な取組

① 相談支援体制の充実・強化

相談内容の多様化や、8050問題等の生活上の複合的な課題に対応できるよう、区の相談支援体制の検証を行い、増大するニーズや複合化・複雑化する相談に総

合的に対応できるよう、区内の相談体制や相談機能の充実・強化に取り組みます。

② 高齢障害者への支援

障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行時にサービスが途切れることなく継続的に利用できるよう、介護保険制度の案内やサービス利用のための具体的な支援が、必要に応じてすこやか障害者相談支援事業所等の指定特定相談支援事業者から提供されるよう、連携強化を図ります。

③ 医療的ケアが必要な人への支援

医療的ケアが必要な重度の障害のある人が地域で暮らし続けられるよう、重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業や障害者短期入所医療的ケア実施事業などの支援の充実に努めます。

(3) 【課題3】入所施設等からの地域移行促進と定着支援

障害のある人の入所施設からの退所や精神科病院からの退院促進のためには、地域移行を一層推進し、移行後も地域に定着して生活を送れるよう、地域生活支援拠点や地域の相談支援機関が相互に連携した支援体制を確保することが必要となります。

■主な取組

① 精神障害のある人に対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害のある人に対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を活用し、課題の検討、情報共有を行います。

② 地域生活支援拠点の整備

江古田三丁目の区有地を活用して、身体障害・知的障害のある人に対応した障害者グループホーム、短期入所及び地域生活支援拠点の三つの機能を併せた多機能型拠点整備と、基幹相談支援センター、各すこやか福祉センター等の相談支援機関やグループホーム、短期入所等の既存の社会資源が連携する面的整備型とを融合した複合型の構築を目指します。

(4) 【課題4】障害者の就労の支援

障害のある人が就労により経済的な基盤を確立し、地域で自立して生活していくためには、職場における障害への理解や合理的配慮の提供が進み、障害の特性に応じた勤務形態を地域社会全体で増やしていく必要があります。

また、就労継続支援事業所で就労する障害のある人が、就労意欲を高めながら地域において自立した生活を送るためには、工賃の更なる向上が必要です。

■主な取組

① 身近な地域での雇用の場の確保

区内外の民間企業等において障害者雇用が進むよう、意欲のある企業に対して積極的な働きかけを行っていくとともに、障害のある人を雇用したことがない企業に対しては、体験実習の協力を求め、採用する企業側の不安を解消しながら就職に結びつける取組を進めます。

② 特別支援学校・障害者就労支援事業所との連携強化

特別支援学校在学中から就労に対する早期支援を実施し、在学学生や家族に対して、就職に向けた課題解決や意欲の喚起を行い、卒業後における進路の選択肢を広げる取組を進めます。

③ 民間企業からの安定的な受注確保に向けた支援

各障害者就労支援事業所が共同で仕事を請け負う共同受注の仕組みを活用し、民間企業からの安定的な受注を確保し、工賃の向上を図ります。

また、民間企業が求める作業内容の多様化に伴い、作業技術を向上させるための職業指導のスキルアップ等に向けた支援を実施します。

(5) 【課題5】障害や発達に課題のある子どもへの支援

障害や発達に課題のある子どもが地域ですこやかに成長するためには、身近な地域で必要な支援を受け、安心して生活できる環境が整っていなければなりません。そのためには、ライフステージに沿って、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する体制が必要です。

■主な取組

① ライフステージに応じた切れ目のない支援

就園、就学、卒業等のライフステージの節目の際に、個々の子どもにとって最適な支援の継続性が保たれるよう、移行支援（申し送り）の仕組みを活かしながら、関係機関が子どもの情報の共有や支援の目指すべき方向性を確認するなど、内容の充実を図っていきます。

また、相談支援の仕組みの整備や機能強化を図り、切れ目のない支援の実現に向けて、保育所、幼稚園、学校、医療、福祉、地域等の関係機関連携が日常的に継続して行われるよう、連携会議等をより有益なものとしします。

② 重層的な支援体制の構築

すこやか福祉センターは、個々の子どもとその家族に対し、各ライフステージの節目をつなぐ支援と、関係者や関係機関がそれぞれの専門性を高めながら、子どもや保護者にとって有効な支援ができるよう、全体をつなぐ核となる体制を整

備します。

また、子どもの療育の専門機関である区立療育センターは、その専門的機能を活かし、保育所、幼稚園等や学校等地域施設や、地域住民に障害理解を深めるための活動や専門的助言等、支援の充実を図ります。

障害や発達に課題のある子どもへの全体調整は、子ども・若者支援センターをはじめ、すこやか福祉センターや区立療育センターを中核機関とし、役割と機能分担をします。これらの機能強化により、中野区版児童発達支援センター*として、地域の中で、子どもとその家庭への継続的かつ総合的な支援を実施します。

③ 地域生活における支援の充実

障害や発達に課題のある子どもが他の子どもと同じように、保育所、幼稚園、学童クラブ等でともに育つことができるよう、受入れを進めていきます。保育所、幼稚園、学童クラブ等の職員の知識や対応力等の質の確保のための取組を進めます。

障害や発達に課題のある子どもが保育所や幼稚園等を希望する場合には、他の子どもと同じ場で保育や教育を受ける選択ができるよう、区立療育センター等が子どもの発達支援の専門機関として、保育所や幼稚園等への保育所等訪問支援を開始するなど対象児、保護者を含め支援の充実を図ります。

すべての学校において支援が必要な児童、生徒一人ひとりに応じた教育環境整備を進め、副籍制度や学校への支援員の配置、特別支援教室における巡回指導の充実と全区立中学校への特別支援教室の設置を進めます。

また、教職員への障害や発達特性に関する知識と理解促進を図り、校内支援体制の充実に努めます。

IV 第6期障害福祉計画

成果目標とサービスの必要な量の見込み

障害者総合支援法第87条に規定する国が定めた基本指針に基づき、成果目標とサービスの必要な量の見込みを定めます。

(1) 成果目標

入所施設からの地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標として、次の事項について目標を設定します。

- ① 地域生活への移行の促進
- ② 精神障害のある人に対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ④ 一般就労への移行等
- ⑤ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑥ 障害福祉サービス等の質の向上のための取組

(2) サービスの必要な量の見込み

成果目標を達成するため、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業について、サービスの必要な量を見込みます。

本計画に定めるサービスの必要な量の見込みについては、これをサービス提供量の上限とすることなく、各年度においてサービス利用状況等により、事業実施内容や提供方法を改善しつつ、必要なサービスを提供します。

V 第2期障害児福祉計画

成果目標とサービスの必要な量の見込み

児童福祉法第33条の19に規定する国が定めた基本指針に基づき、成果目標とサービスの必要な量の見込みを定めます。

(1) 成果目標

障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制に係る目標として、次の事項について目標を設定します。

- ① 児童発達支援センター機能の整備及び保育所等訪問支援の充実
- ② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ③ 重症心身障害児や医療的ケア児支援のための支援機関の有機的連携の場の確保及びコーディネーターの配置

(2) サービスの必要な量の見込み

成果目標を達成するため、児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害児相談支援について、サービスの必要な量を見込みます。

本計画に定めるサービスの必要な量の見込みについては、これをサービス提供量の上限とすることなく、各年度においてサービス利用状況等により、事業実施内容や提供方法を改善しつつ、必要なサービスを提供します。